日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人新潟総合学園
②設置大学名称	新潟食料農業大学
③担当部署	総務課
④問合せ先	0254-28-9855
⑤点検結果の確定日	2026 年 9 月 30 日
⑥点検結果の公表日	2026 年 10 月 1 日
⑦点検結果の掲載先 URL	
⑧本協会による公表	該当項目（承諾する／否認する）を選択してください。

【備考欄】

様式Ⅰ

Ⅰ－Ⅰ．「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則１　自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則２　公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則２－２　多様性への対応	○
基本原則３　安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則３－４　危機管理体制の確立	○
基本原則４　透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開	○

Ⅰ－Ⅱ．遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

Ⅰ－Ⅲ．遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ.「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１　建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、大学の理念、大学院の理念、教育の目的について大学 Web サイトにより学生だけでなく広く社会に示している。
実施項目１－１②	**説明**
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め、大学 Web サイトに明確に示している。また、自己点検・評価に基づき、カリキュラムの見直し、学修環境の改善等を実施しており、教育の質の向上に継続的に取り組んでいる。
実施項目１－１③	**説明**
教学組織の権限と役割の明確化	学則において、全学的な重要事項についての審議機関であり、学長、副学長、研究科長、学部長、学科長、事務局長および法人を代表する職員をもって組織する総務会を置き、学長の意思決定をサポートしている。 さらに教学組織の運営において、学則で定めている教授会にて審議し、教学組織の意見を学長へ上程している。また、副学長選考規程において副学長を選定し、学長を補佐する体制を整えている。
実施項目１－１④	**説明**
教職協働体制の確保	新潟食料農業大学では、「自由、多様、創造」という建学の精神を核に、教育・研究・社会貢献の三位一体の大学運営を推進している。こうした理念の実現には、教職員がそれぞれの専門性を発揮しつつ、相互に連携・協働する体制の確保が不可欠である。 本学では、教職協働体制の確保に向けて、明確な役割分担と権限の整理を行っている。学長を中心とした総務会・大学院総務会・教授会・研究科教授会などの組織が設置され、教育・研究・運営に関する意思決定が円滑に行われるよう構成されている。 また、教職員の協働を促進するために、各種委員会には規程に基づき事務局職員をそれぞれ構成員として配置し、教員と一体となって本学の教育研究の向上を推進している。 さらに、将来計画に則り各委員会等が実行主体によるアクションプランを実行し、自己点検評価を踏まえた改善によって、大学価値向上に向けた PDCA サイクルを教職協働体制で実現している。

実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に向けたFD、SD研修を年次計画に則り、FD・SD委員会が中心となり実施している。FDについては教員の教育力向上や研究力向上を目的とした研修、SDについては事務局職員向け研修および教員も対象とした大学職員としての資質向上に係る研修を実施している。

原則１－２　中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目１－２①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	新潟食料農業大学では、建学の精神および教育理念の実現に向け、教学と経営を一体的に推進するための中長期的な指針として、「新潟食料農業大学将来計画（2022年度～2030年度)」を策定している。将来計画の策定にあたっては、将来計画機構を主体として、学長、副学長、学部長、研究科長、学科長、専攻長、コース長、領域長ならびに大学事務局長等が参画し、教育研究活動及び大学運営に関する課題や社会情勢の変化、在学生・卒業生調査、各種アンケート結果、IRデータ等の客観的なエビデンスを活用しながら検討を行っている。 本計画では、2022年度から2030年度までの長期目標と、第1期中期目標（2022年度～2026年度)、第2期中期目標（2027年度～2030年度）を設定し、「大学拡充計画の推進」「教育の質保証」「研究力の向上」「社会連携の拡充」「国際交流活動の推進」「学生支援の充実」「大学スポーツ振興の推進」「学生募集活動の強化」「内部質保証システム及び大学ガバナンスの強化」の９つの重点分野（ドメイン）ごとに具体的な目標と方策を明示している。 さらに、各中期計画について年度ごとのアクションプランを策定し、実施主体や達成目標を明確化することで、計画の実効性と具体性を担保している。 また、本学では、教育研究活動の質向上と社会的要請への対応を重視し、自己点検・評価結果や外部環境の変化を踏まえながら、継続的に計画内容の見直しを行っている。特に、学生の学修成果、就職状況、授業評価、卒業生調査等の分析結果を活用し、教育課程や学生支援施策の改善につなげている。 こうしたデータとエビデンスに基づく計画策定と検証の仕組みにより、本学はステークホルダーに対して実効性の高い将来ビジョンを示すとともに、持続的な教育研究活動の充実と大学運営の発展を図っている。

実施項目１－２②	説明
計画実現のための進捗管理	本学では、「新潟食料農業大学将来計画」の着実な実現に向け、計画の策定から実行、評価、改善までを一体的に運用する PDCA サイクルを構築している。 将来計画機構が計画を策定・推進し、各ドメイン責任者、委員会、センター等の実施部門がアクションプランを遂行する。進捗状況については、各実施部門が毎年度自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会がエビデンスに基づいて検証・評価している。評価結果は自己点検・評価報告書として取りまとめられ、総務会で審議・承認後、教授会を通じて学内共有するとともに、ホームページで公表している。 また、評価結果や改善方策を踏まえ、アクションプランは毎年度見直しを行い、中期計画の中間年度には進捗状況の検証も実施している。 さらに、IR 推進センターによる分析結果を活用しながら計画の実効性向上に努めており、継続的な改善を通じて教育研究の質向上と大学運営の強化を推進している。

原則２－１　教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目２－１①	説明
社会の要請に応える人材の育成	新潟食料農業大学では、「自由、多様、創造」という建学の精神と、実社会に直結する研究開発を通じて地域と国際社会の発展に貢献するという目的に基づき、教育研究活動の成果を社会に還元し、食と農に関する広い知識と技術を総合的に身につけた『食のジェネラリスト』の育成を大学運営の根幹に据えている。 本学は、アグリコース・フードコース・ビジネスコースにおいて専門的知識と技術を備えた人材を育成するだけでなく、自治体や企業等との双方向的な連携を通じて学びの機会を提供し、教育研究の成果を実践的に活用する仕組みを構築している。たとえば、胎内市や JA 北新潟との連携による「たいない特産品研究会」でのイタリア野菜の栽培・加工品開発や、福祉施設の協力のもと納豆の商品化を目指す「農福連携納豆製造プロジェクト」などを展開し、学生と教職員が協働して地域課題の解決に取り組んでいる。 また、地域の重点校との高大接続に係る連携協定の推進や本学教員による出張講義等を通じて、食料産業分野への理解を深める教育プログラムを展開し、将来の地域産業を担う人材の育成にも力を入れている。これにより、若年層の進路意識の醸成と、地域に根ざした人材の確保が図られている。 教育課程においては、専門知識の修得に加え、「フードチェーンの総合理解」、「マーケットインの発想」、「地域での体

	験」を重視した特色ある取り組みが全学的に導入されており、学生は自身が所属するコース以外の専門科目も学ぶ共通課程等を通じ、異なる専門分野の仲間と協働しながら、食料産業の持続的発展とそれを支える実践について考えを深め、地域の課題解決に向けた施策を立案・実践する力を養っている。
実施項目２－１②	**説明**
社会貢献・地域連携の推進	新潟食料農業大学では開学当初より、地域・産業の振興、教育・学術・研究活動を共同して推進する業務を統括するため社会連携推進室を設置している。 また、推進室の下に学術研究のさらなる発展と社会貢献に寄与するとの目的を達成するため社会連携推進委員会を設置している。 社会連携推進委員会は、推進室が主導して行う連携協定締結および締結先との連携推進、公開セミナーの企画・運営の他、様々な自治体、企業・団体等と連携し、学生および教職員が参加する社会連携活動のサポートや企画・運営に関し、推進室から付議された事項の審議を行っている。また、環境への配慮という側面において SDGs の達成に貢献する研究を推進・創出しており、教員の研究内容と SDGｓの関連性について研究者総覧および本学ホームページ等に掲載している。 このような推進室および推進委員会からなる推進体制をサポートする事務局として社会連携推進部を設置している。 現時点での連携協定締結先は、自治体ではキャンパスの所在地である胎内市および新潟市北区をはじめ6市1町、企業では7社と連携協定を締結している。

原則２－２　多様性への対応

実施項目２－２①	**説明**
多様性を受容する体制の充実	新潟食料農業大学では、多様な価値観や背景を有する学生・教職員が相互に尊重し合い、安心して学び働くことができる教育研究環境の整備に努めている。 合理的配慮方針に基づく修学支援及び関係者間の情報共有といった学生支援体制の充実に加え、人権委員会を中心とした人権尊重及びハラスメント防止への取り組み、国際交流委員会や学生委員会による国際交流活動の推進や留学生支援を通じて多様性への理解を深めている。 また、障がいの有無、国籍、性別等にかかわらず誰もが活躍できる環境づくりを推進し、ダイバーシティ＆インクルージョンの理念に基づく包摂的な大学運営の実現を図っている。

実施項目２－２②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、評議員３名（総数９名）の女性を登用している。

原則３－１　理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－１①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成並びに理事長・代表業務執行理事・業務執行理事・副理事長・専務理事・常務理事の職務を「寄附行為」に定め、明確にしている。理事選任のための理事選任機関を理事会と定め、「寄附行為」に従い、評議員会の意見を十分に参酌した上で適切に理事を選任している。
実施項目３－１②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会は定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、法令及び寄附行為に基づき、必要な事項については、評議員会の意見を聴いた上で、業務執行上の重要事項を審議、決定している。 理事会及び評議員会の役割、権限、体制及び運営に関することは、原則として寄附行為に定め、適切に理事会、評議員会の運営を行っている。 理事会と評議員会の決議が異なる場合については、寄附行為に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととしている。理事会、評議員会及び重要会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報について、「寄附行為」等に基づき、適切に作成、保存及び管理している。
実施項目３－１③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会における業務執行報告、各大学の運営報告などにおいて、情報を共有するほか、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団主催の理事及び監事を対象とした研修会の情報提供を行っている。

原則３－２　監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目３－２①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格、職務等を「寄附行為」に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。会計監査人は、監事の過半数の合意によって、理事会で候補者を審議し、評議員会の決議により選任している。
実施項目３－２②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	「学校法人新潟総合学園監事監査規程」を策定し、監査の種類・方法・対象と範囲及び計画等について明確化している。これに基づき年度の監事監査計画書を策定し、理事長・代表業務執行理事に通知の上、監査を実施している。その上で、定期的な監事、内部監査室、会計監査人の三者

	で、監査計画及び監査結果等を含む重要事項の連絡、意見交換及び情報交換を行っている。
実施項目３－２③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事３名に対し、理事会に関わる事項を含む事務的業務については法人総務部がサポートを行い、監査等の業務については内部監査室との連携を図ることにより必要な情報共有がなされている。 理事及び監査等役員向けの研修については、文部科学省、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団等の理事及び監事を対象とした研修会の情報提供を行っている。

原則３－３　評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員は、建学の精神を十分に理解している卒業生及び職員を、また私立学校の教育又は研究の特性を理解し、学校法人の適正な運営に必要な識見を有する学識経験者を「寄附行為」に基づいて選任している。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の議決事項、評議員の役割、責務を「寄附行為」に定め明確にするとともに、理事会及び評議員会の役割、権限及び体制や運営に関することを「寄附行為」に定め、適切に運営している。理事会と評議員会の決議が異なる場合については、「寄附行為」に基づき、再度評議員会を開催し、協議を行うこととなっている。理事会、評議員会及びその他の重要な会議の議事録その他理事の職務執行に係る情報については、「寄附行為」に基づき、適切に作成、保存及び管理をしている。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会における大学の運営報告や報告事項などにおいて、学内外の最新情報を共有しているほか、文部科学省、私立大学協会や日本私立学校振興・共済事業団等などから評議員を対象とした研修の情報があった際には評議員へ案内をしている。

原則３－４　危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	新潟食料農業大学では、自然災害、事故、感染症等の様々な危機事象に適切に対応するため、危機管理委員会を中心とした危機管理体制を整備するとともに、関連規程やマニュアルに基づく運用を行っている。 また、学生・教職員の安全確保と教育研究活動の継続を図るため、事業継続を見据えた体制整備と訓練・周知に取り組んでいる。緊急時には迅速な情報共有と意思決定を行

	い、被害の最小化と早期復旧を図ることで、安定的な大学運営の維持に努めている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	新潟食料農業大学では、学校教育法をはじめとする関係法令、寄附行為及び学内諸規程の遵守を大学運営の基本と位置付け、組織的なコンプライアンス体制を整備している。 総務会、各種委員会及び法人事務局が連携し、適正な業務執行と内部統制の確保に努めるとともに、個人情報保護、人権尊重及びハラスメント防止、公益者通報保護等に関する取り組みを推進している。 また、教職員ならびに学生への周知・研修を継続的に実施し、法令遵守意識の向上と健全で透明性の高い大学運営を推進している。

原則４－１　教育研究・経営に係る情報公開

実施項目４－１①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報公開方針について検討を進めている段階であるものの、大学運営の透明性を確保し、社会的責任を果たすため、所属法人が定めた情報公開規程に則して情報公開を推進している。 この規程は、法令やガバナンス・コードに基づき、教育・研究・財務・人事などの重要情報を適切に公開し、ステークホルダーとの信頼関係を強化することも定めている。
実施項目４－１②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	学生や保護者、卒業生、教職員、地域社会及び産業界など多様なステークホルダーの理解促進と信頼関係強化を図るため、大学ホームページや大学案内、SNS、オープンキャンパス等の多様な媒体を活用して、積極的に情報を発信している。 また、ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫として、教育の特色や学修成果、将来計画、自己点検・評価結果、認証評価結果、財務情報を体系的に掲載するとともに、専門的な語句をできる限り避け、平易な表現および図表によるビジュアル化といった工夫を行っている。また、学生の課外活動や地域貢献社会連携活動についても積極的に公開している。 これにより、本学の特色ある教育研究活動に対する理解と信頼の向上に努めている。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明